

あなたも市民後見人になりませんか？

市民後見人 養成研修 事前説明会

【 市民後見人とは 】

市民後見人養成研修を受講した市民のことです。成年後見制度でご本人を支える後見人等は、弁護士や司法書士などの専門職が多いですが、ご本人の身近な立場で支援ができる「市民後見人」が年々増えています。

令和7年7月28日（月）
10：00～11：30

（ 9：30～受付開始 ）

場 所

瀬戸内市総合福祉センター

（ 瀬戸内市邑久町山田庄 862 番地 1 ）

参加費
無料

先着
30 名

申込締切
7月22日（火）

【 成年後見制度とは 】

認知症や障がいにより判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所で任命される「後見人等」がサービスの契約や費用の支払い、預貯金の管理などを行い、住み慣れた地域で安心した生活が出来るように支える制度です。

ぜひ一緒に
活動しましょう♪

「市民後見人ってなにをするの？」、「市民後見人として活動したい」、「私にもできるのかな」と思われた方！！

まずは市民後見人養成研修の事前説明会に参加してみませんか。

※養成研修は 10 月から開催予定です。

お問い合わせ・申込先

社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会
権利擁護センター ほっと♡せとうち

〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄 862 番地 1

電話番号：0869-24-7711 FAX：0869-22-1850

E-mail：kenri@setouchisyakyo.or.jp（担当：天野・山本）



こちらからの
お申し込みも可能です！